別紙１

申　請　概　要

１　申請者

一般社団法人電気通信事業者協会（会長　宮川　潤一）
（基礎的電気通信役務支援機関。以下「支援機関」という。）

２　申請年月日

令和８年９月 18 日

３　申請の概要

支援機関が、電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金及び第一種負担金について次の認可を受けようとするもの。

①　電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第１項の規定に基づくＮＴＴ東日本株式会社（以下「ＮＴＴ東日本」という。）及びＮＴＴ西日本株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）に交付する第一種交付金の額及び交付方法の認可

②　法第 110 条第２項の規定に基づく第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等※ごとの第一種負担金の額及び徴収方法の認可

※　前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超え、かつ、加入電話との相互接続通話を提供する電気通信事業者（令和８年８月末現在　20 社）

３①　法第 109 条第１項の規定に基づく第一種交付金の額及び交付方法

ア　第一種交付金の額

支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「第一号算定等規則」という。）第５条第１項の規定に基づき、第一種交付金の額を算定する。

（１）補填対象額

	ＮＴＴ東日本	ＮＴＴ西日本	ＮＴＴ東日本及び ＮＴＴ西日本合計
加入電話に係る加入者回線 ※　ワイヤレス固定電話を含む	１６．３億円	９．８億円	２６．１億円
第一種公衆電話	２０．０億円	１３．８億円	３３．９億円
災害時用公衆電話	１．７億円	１．６億円	３．３億円
合　計※	**３８．１億円**	**２５．２億円**	**６３．４億円**

※　数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。

（参考）昨年申請に係るＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本の合計補填額　６５．１億円

注　令和６年能登半島地震に係る特別損失について

ＮＴＴ西日本は令和６年度決算において、特別損失として令和６年能登半島地震による災害特別損失を計上しており、このうち基礎的電気通信役務に係る費用を算入した原価を用いて算定している。

このため、第一号算定等規則第３条ただし書の規定に基づく許可申請が本件申請と併せ行われている。

（２）各第一種適格電気通信事業者に対する第一種交付金の額の算定

〇ＮＴＴ東日本に対する第一種交付金の額
＝　３８．１億円 － ＮＴＴ東日本の算定自己負担額※

〇ＮＴＴ西日本に対する第一種交付金の額
＝　２５．２億円 － ＮＴＴ西日本の算定自己負担額※

※　ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本を接続電気通信事業者等とみなし、第一号算定等規則第 27 条第１項及び第２項の規定を適用して第一種負担金の額を算定した場合の負担額。

イ　交付方法

（１）交付手段

銀行振込（振込手数料は、支援機関が負担）

（２）第一種交付金の額の通知

前年度の最終算定月の３か月後から最終算定月の３か月後までの間、毎月、各第一種適格電気通信事業者に対して第一種交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の３か月後に各第一種適格電気通信事業者に対して通知する第一種交付金の額は、第一号算定等規則第 27 条第２項に規定する「残余の額」に係るものとする。

（３）第一種交付金の交付期限

第一種交付金の額を通知した月の翌月までに、支援機関が各第一種適格電気通信事業者に対して第一種交付金を交付する。

（４）各月の各第一種適格電気通信事業者に対する第一種交付金の額の計算方法

①　前年度の最終算定月の３か月後から最終算定月の２か月後までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝　第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額＋支援機関の支援業務に係る費用の額を補填対象額の割合で案分した額}} \right)$$

②　最終算定月の３か月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝　（第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額　－　前年度の最終算定月の３か

月後から最終算定月の２か月後までに第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額）

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額＋支援機関の支援業務に係る費用の額を補填対象額の割合で案分した額}} \right)$$

※　各接続電気通信事業者等の第一種負担金の総額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（３％）を超える場合は、次の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「第一号算定等規則第５条第２項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

※　①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

（５）第一種交付金の交付の特例

第一種交付金の交付期限までに、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき、第一号算定等規則第 22 条第１項各号（会社更生法の適用等）に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、第一種交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第２項の規定に基づき、案分して算定した額を第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付する。

（６）支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

ウ　その他

第一号算定等規則第３条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、許可を得た方法により第一種交付金の額を算定し、第一種交付金を交付することとする。

３②　法第 110 条第２項の規定に基づく第一種負担金の額及び徴収方法

ア　第一種負担金の額

支援機関は、第一号算定等規則第 27 条第１項及び第２項の規定に基づき、各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額を算定（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した次の（ａ）、（ｂ）及び（ｃ）の合計額）する。

（ａ）最終算定月前月までの第一種負担金の額

当該接続電気通信事業者等の令和９年１月（予定）末～最終算定月の前月（令和９年 11 月（予定））の月末の算定対象電気通信番号の総数に番号単価※を乗じた額

（ｂ）最終算定月の第一種負担金の額

全ての接続電気通信事業者等から令和９年中に徴収すべき額（補填対象額に支援業務費を加えた額）から、最終算定月前月までに納付した全ての接続電気通信事業者等の第一種負担金及び算定自己負担額の合計額（前年度残余額を含む。）を控除した額に、接続電気通信事業者等ごとの最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数が全ての接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の総数に占める割合を乗じた額

（ｃ）当該接続電気通信事業者等の前年度残余額

（※）番号単価は平成 18 年総務省告示第 429 号（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件）に従って支援機関が算定。補填対象額、支援業務費（令和８年度中の費用額（令和８年３月に認可）から前年度の次期繰越収支差額を差し引いた額）及び前年度過不足額を合算した額を令和９年の予測算定対象電気通信番号の総数で除した額を合算番号単価とし、合算番号単価を第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分したものを番号単価とする。

①合算番号単価 ＝ $\dfrac{\text{（ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本の補填対象額の合計額＋支援業務費 －予測前年度過不足額）}}{\text{令和９年の予測算定対象電気通信番号の総数}}$

＝ $\dfrac{\text{（６３．４億円 ＋ ０．４億円 －（▲３．９億円））}}{\text{２９．４億番号数}}$

＝ 2.297… 円 ⇒ **２円**（整数未満四捨五入）

②ＮＴＴ東日本に係る番号単価 ＝ 合算番号単価 × $\dfrac{\text{ＮＴＴ東日本の補填対象額}}{\text{ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本の補填対象額の合計額}}$

＝ ２円 × $\dfrac{\text{３８．１億円}}{\text{６３．４億円}}$

＝ 1.203387493… 円 ⇒ 1.20338749 円（小数点以下第８位未満四捨五入）

③ＮＴＴ西日本に係る番号単価 ＝ 合算番号単価 × $\dfrac{\text{ＮＴＴ西日本の補填対象額}}{\text{ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本の補填対象額の合計額}}$

＝２円 × $\dfrac{\text{２５．２億円}}{\text{６３．４億円}}$

＝ 0.796612506… 円 ⇒ 0.79661251 円（小数点以下第８位未満四捨五入）

上記番号単価は、令和９年１月～同年６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する。同年７月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、平成 18 年総務省告示第 429 号に基づき、令和９年４月に、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して修正の要否を判断する。

イ　徴収方法

（１）納付手段

銀行振込（振込手数料は、接続電気通信事業者等が負担）

（２）負担金の額の通知

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の３か月後に、支援機関が次に掲げる事項を接続電気通信事業者等に通知する。

① 毎月の第一種負担金の額（番号単価に算定対象電気通信番号数を乗じた額）
② 第一種負担金の納付期限
③ 第一種負担金を納付する口座名義・口座番号

（３）第一種負担金の納付期限

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の３か月後の月の25 日までとする。

（４）延滞金の納付

第一種負担金の額に、納付期限の翌日から納付する日までの日数１日につき１万分の４の割合を乗じた延滞金を納付する。

（５）支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

ウ　その他

第一号算定等規則第３条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、許可を得た方法により第一種負担金の額を算定し、第一種負担金を徴収することとする。

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可概要【諮問第3222号】

令和８年11月

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部

諮問概要

申請概要

- 第一種適格電気通信事業者であるNTT東日本及びNTT西日本の**令和7年度における電話に関するユニバーサルサービス収支はNTT東日本で▲300億円、NTT西日本で▲428億円の赤字（東西計で▲728億円）**

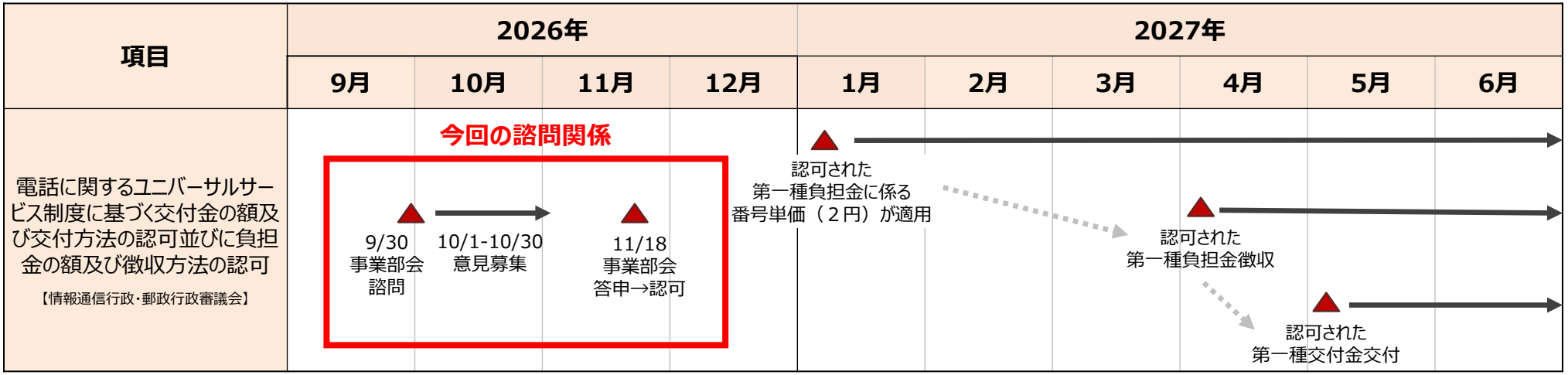
- **サービス提供により発生した赤字の一部を補填するため、**同社から原価等の資料の届出を受けた**基礎的電気通信役務支援機関が、電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金及び第一種負担金について次の認可を受けようとするもの**

  (1)電気通信事業法第109条第１項の規定に基づくNTT東日本及びNTT西日本に交付する第一種交付金の額及び交付方法の認可

  (2)電気通信事業法第110 条第２項の規定に基づく第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等*ごとの第一種負担金の額及び徴収方法の認可

  *前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超え、かつ、加入電話との相互接続通話を提供する電気通信事業者（令和８年８月末現在 20社）

今後のスケジュール案



令和７年度におけるＮＴＴ東日本･西日本のユニバーサルサービス収支表（第一号基礎的電気通信役務収支表）

- 令和７年度におけるNTT東日本･西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で▲300億円、NTT西日本で▲428億円の赤字（東西計で▲728億円）

〇令和７年度ユニバーサルサービス収支表（単位：百万円）

ＮＴＴ東日本

	営業収益	営業費用	管理部門費用	公衆削減以外費用	公衆電話削減費用	利用部門	営業利益
加入電話	112,539	139,576	102,723	102,723		36,853	▲27,038
基本料	112,539	139,094	102,244	102,244		36,850	▲26,556
緊急通報	－	482	479	479		3	▲482
第一種公衆電話	83	2,128	2,075	1,515	560	53	▲2,045
市内通信	83	2,120	2,067	1,508	559	53	▲2,037
緊急通報	－	8	8	7	1	0	▲8
災害時用公衆電話	123	991	990	990		1	▲868
ワイヤレス固定電話	5	41	23	23		19	▲36
基本料	5	41	22	22		19	▲36
緊急通報	－	0	0	0		0	▲0
合計	112,750	142,736	105,811	105,251	560	36,926	▲29,986
前年度	120,410	147,065	107,431	106,934	498	39,633	▲26,655
増減	▲7,660	▲4,329	▲1,621	▲1,683	＋62	▲2,708	▲3,331
増減率	▲6.4%	▲2.9%	▲1.5%	▲1.6%	＋12.4%	▲6.8%	－

ＮＴＴ西日本

	営業収益	営業費用	管理部門費用	公衆削減以外費用	公衆電話削減費用	利用部門	営業利益
加入電話	104,676	144,978	114,031	114,031		30,947	▲40,302
基本料	104,676	144,710	113,769	113,769		30,941	▲40,034
緊急通報	－	267	262	262		5	▲267
第一種公衆電話	56	1,340	1,329	1,026	303	12	▲1,284
市内通信	56	1,334	1,322	1,020	302	12	▲1,277
緊急通報	－	7	7	6	1	0	▲7
災害時用公衆電話	78	897	897	897		1	▲820
ワイヤレス固定電話	17	387	245	245		142	▲370
基本料	17	386	244	244		142	▲370
緊急通報	－	0	0	0		0	▲0
合計	104,826	147,602	116,501	116,198	303	31,101	▲42,776
前年度	113,511	153,398	120,023	119,519	504	33,374	▲39,887
増減	▲8,685	▲5,796	▲3,522	▲3,321	▲201	▲2,274	▲2,889
増減率	▲7.7%	▲3.8%	▲2.9%	▲2.8%	▲39.9%	▲6.8%	－

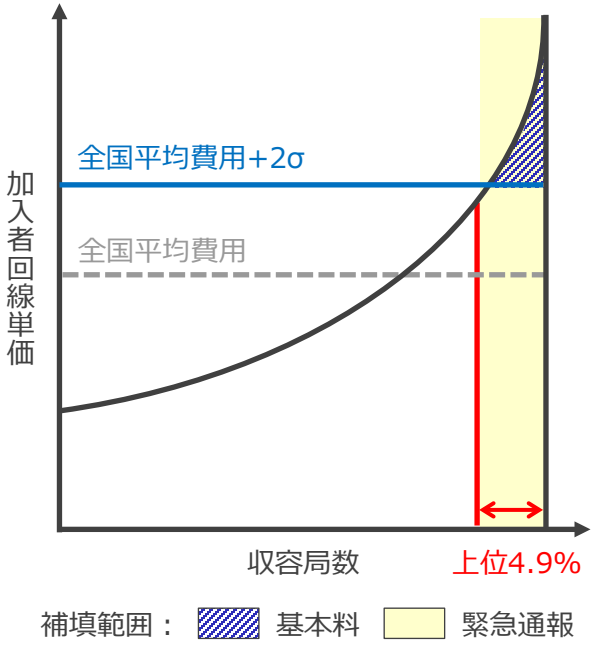
電話のユニバーサルサービス交付金制度における補填額の算定方法

● 電話のユニバーサルサービスのうち、①加入電話*1（基本料、緊急通報*2）、②第一種公衆電話*3（市内通信、緊急通報、撤去費*4）、③災害時用公衆電話*4（維持費）が交付金による補填の対象。

*1 加入電話から移行した光IP電話またはワイヤレス固定電話については補正措置が存在。
*2 警察110番、消防119番、海上保安庁118番。
*3 戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、総務省令において定める基準（市街地では1㎢、それ以外の地域では2㎢に1台）に基づき設置される公衆電話。
*4 NTT東西は、2031（R13）年に設置台数3.0万台となるよう、順次削減中。

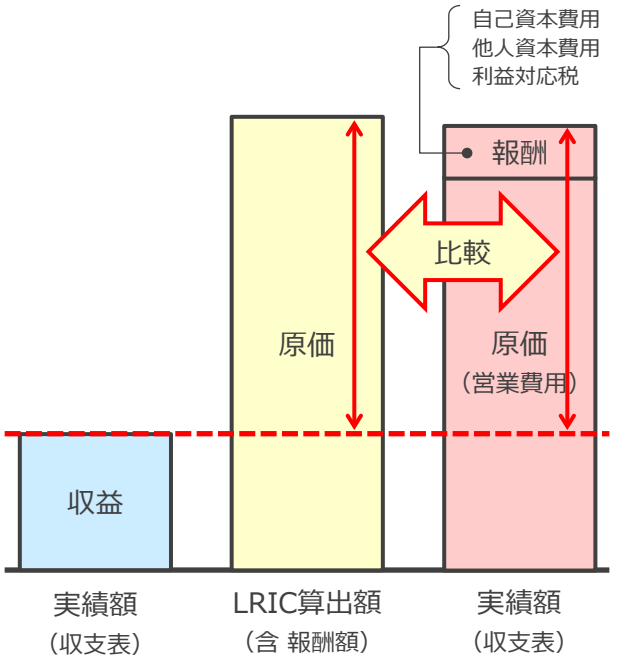
【加入電話】

収容局を回線単価（LRICで算出）が高い順に並べた上で、高コスト地域（上位4.9%）の収容局を対象として、下記の範囲に対応する金額を補填。
加入電話：「全国平均費用+2σ」以上
緊急通報：全体



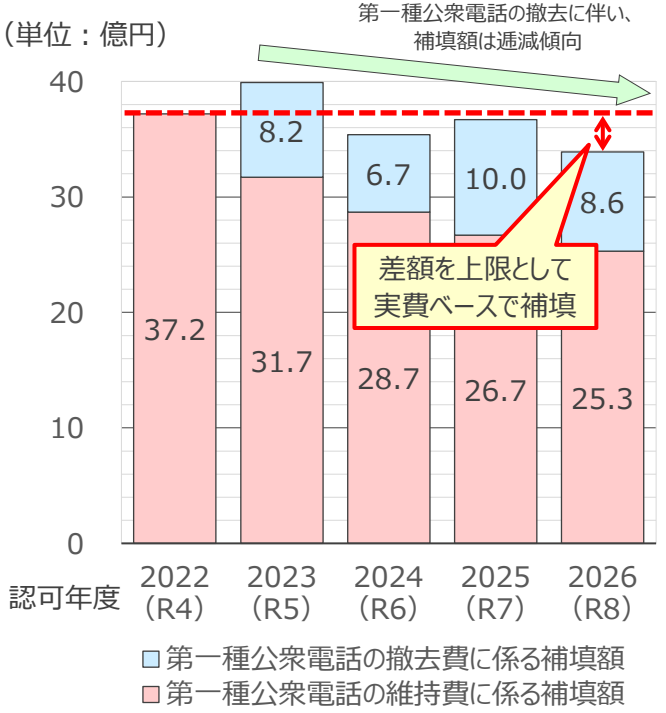
【第一種公衆電話】

LRIC算出額、実績額、それぞれの原価を用いて、赤字額を算出し、それらの赤字額を比較した上で、低い方の金額を補填
（なお、第一種公衆電話については、全ての収容局において赤字）



【災害時用公衆電話】

第一種公衆電話の削減を開始する直前の年度（令和４年度）に対応する第一種公衆電話の維持費に係る補填額（約37.2億円）と、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額との差額を上限として、実費ベースで補填



加入電話（基本料）補填額の算定方法

①加入電話・基本料
※ワイヤレス固定電話を含む

＜補填額の算定方法＞
「全国平均費用＋標準偏差の２倍」（基準単価）をベンチマークとし、これを超える部分を補填額とする。＜ベンチマーク方式＞（算定に当ってはＩＰ電話への移行回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算）

（提供エリア全体の収益・原価（LRICで算出）〔億円〕）

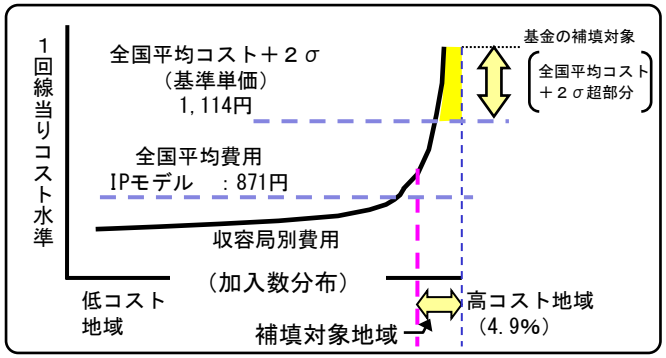
	収益	原価（報酬を含む）			赤字	（参考）加入電話回線数（万回線）※光IP補正有
		管理部門	利用部門	合計		
NTT東日本	1,123	1,806	322	2,129	▲1,005	1,928
NTT西日本	1,046	1,689	302	1,991	▲946	2,016
合計	2,169	3,495	625	4,120	▲1,951	3,943
（参考）前年度	2,332	3,723	670	4,393	▲2,061	4,065
増減	▲164	▲228	▲46	▲273	＋110	▲122

（百万円）

IPモデル	① 補填対象地域の実績原価	② 対象回線数に基準単価を乗じた額（基準原価）	③ 基準単価を下回る額	①−②+③ 基準原価を上回る額	（参考） 加入電話回線数（万回線）	（参考） 回線割合
NTT東日本	19,682	18,621	569	1,630	139.3	(3.5%)
NTT西日本	8,014	7,203	168	979	53.9	(1.4%)
合計	27,695	25,824	737	2,608	193.2	(4.9%)

補填額
2,608百万円

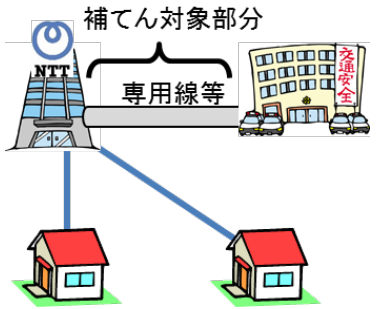
（参考）加入電話基本料の補填額算定の仕組み



加入電話（緊急通報）補填額の算定方法

②加入電話・緊急通報
※ワイヤレス固定電話を含む

＜補填額の算定方法＞
基本料の高コスト上位4.9%（東西計）の加入者回線数に対応した原価



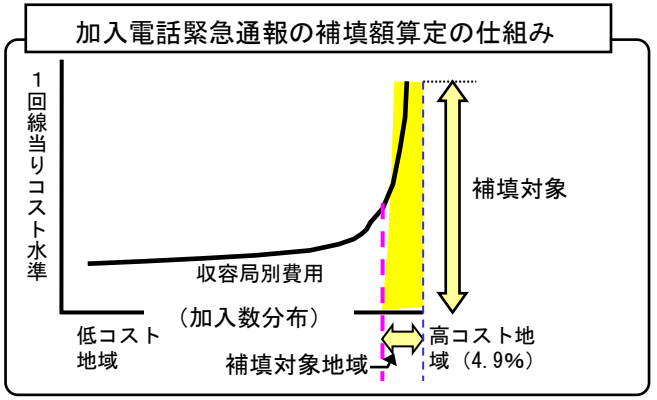
（提供エリア全体の収益・原価（LRICで算出）〔百万円〕）

	収益	原価(報酬を含む)			赤字	（参考）加入電話回線数（万回線）※光IP補正無
		管理部門	利用部門	合計		
NTT東日本	―	41	2	43	▲43	515
NTT西日本	―	27	5	31	▲31	484
合計	―	68	7	74	▲74	999
(参考)前年度	―	111	4	115	▲115	1,079
増減	―	▲43	＋2	▲41	＋41	▲80

（百万円）

		補填対象地域に相当する原価	加入電話回線数（万回線）	回線割合
IPモデル	NTT東日本	4	23.0	(2.3%)
	NTT西日本	2	25.9	(2.6%)
	合計	6	48.9	(4.9%)

補填額
6百万円



第一種公衆電話（市内通信･緊急通報）補填額の算定方法

③第一種公衆電話(市内通信)

＜補填額の算定方法＞
「原価－収益」の収支差額（LRIC算出額、実績額、それぞれの原価を用いて、赤字額を算出し、それらの赤字額を比較した上で、低い方の金額を補填）

：採用する額

（百万円）

IPモデル	LRICモデル							実際の費用			補填額
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	利益（①－②）	モデルと比較する額（③－④）	③収益－営業費用	④報酬額等	
				公衆電話削減費用以外	公衆電話削減費用						
NTT東日本	83	2,085	2,049	1,491	559	36	▲2,003	▲2,215	▲2,037	178	2,003
NTT西日本	56	1,512	1,501	1,199	302	10	▲1,456	▲1,384	▲1,277	107	1,384
合計	139	3,597	3,551	2,690	860	47	▲3,458	▲3,600	▲3,314	285	3,387

④第一種公衆電話・緊急通報

＜補填額の算定方法＞
「原価－収益」の収支差額（LRIC算出額、実績額、それぞれの原価を用いて、赤字額を算出し、それらの赤字額を比較した上で、低い方の金額を補填）

：採用する額

（百万円）

IPモデル	LRICモデル							実際の費用			補填額
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	利益（①－②）	モデルと比較する額（③－④）	③収益－営業費用	④報酬額等	
				公衆電話削減費用以外	公衆電話削減費用						
NTT東日本	-	2	2	0	1	0	▲2	▲9	▲8	1	2
NTT西日本	-	1	1	0	1	0	▲1	▲7	▲7	1	1
合計	-	3	3	0	2	0	▲3	▲16	▲15	1	3

災害時用公衆電話補填額の算定方法

⑤災害時用公衆電話	＜補填額の算定方法＞ 総務省告示第三百五号における告示の額（3,721,742,578円）から第一種公衆電話（市内通信・緊急通報）を控除した額と、実際の費用に報酬等を加えて算出した原価（アクセス回線コストのうち、ＮＴＴ東日本・ＮＴＴ西日本利用分に係るもの）のどちらか低い額

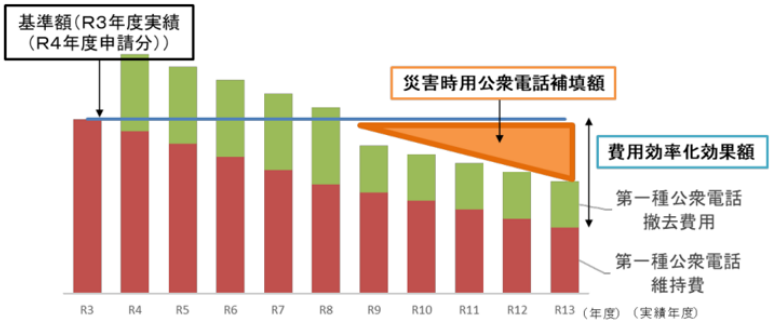
（百万円）

	総務大臣が告示で定める額	第一種公衆電話に係る補填額			総務大臣が告示で定める額から第一種公衆電話に係る補填額を控除した額
			市内通信	緊急通報	
NTT東日本	3,722	2,004	2,003	2	332
NTT西日本		1,386	1,384	1	
合計		3,390	3,387	3	

災害時用公衆電話に係る収益・原価

	収益	原価（報酬を含む）			赤字
		管理部門	利用部門	合計	
NTT東日本	123	1,213	0	1,213	▲1,090
NTT西日本	77	1,057	0	1,058	▲980
合計	200	2,270	0	2,270	▲2,070

：採用する額



（再掲）アクセス回線コストのうち、ＮＴＴ東日本・ＮＴＴ西日本利用分に係るもの

	災害時用公衆電話に係る原価	原価の東西比率	補填額
NTT東日本	1,036	52.6%	174
NTT西日本	930	47.3%	157
合計	1,967		331

補填額と番号単価

- 補填額はNTT東日本及びNTT西日本計で**63.4億円**
- 番号単価は**２円**（補填対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、１月～12月の予測番号総数で除すことにより、各事業者が負担する（合算）番号単価を算定）

○補填額

	加入電話		第一種公衆電話		災害時用公衆電話	合計
	基本料	緊急通報	市内通信	緊急通報		
NTT東日本	1,630百万円	4百万円	2,003百万円	2百万円	174百万円	3,812百万円
NTT西日本	979百万円	2百万円	1,384百万円	1百万円	157百万円	2,524百万円
東西計	2,608百万円	6百万円	3,387百万円	3百万円	331百万円	**6,336百万円**
（参考）前年度	2,834百万円	11百万円	3,664百万円	3百万円	－	6,512百万円
増減	▲226百万円	▲5百万円	▲277百万円	▲0百万円	+331百万円	▲176百万円

○支援業務費

（令和８年予算額：予算額　57百万円 － 前期繰越額　18百万円）

40百万円

（令和７年予算額：65百万円）

○予測前年度過不足額

▲386百万円

○番号単価

$$\text{（合算）番号単価} = \frac{\text{補填額（6,336百万円）＋支援業務費（40百万円）－予測前年度過不足額（▲386百万円）}}{\text{令和９年1月～12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計（2,943百万番号）}} = 2.2977642\text{円／月・番号}$$

⇨ （合算）番号単価　**2円／月・番号**

（**うち、東日本分：1.20338749円**
西日本分：0.79661251円）

＜前年度（７月～１２月）＞
２円／番号・月
ＮＴＴ東日本分：1.17145393円
ＮＴＴ西日本分：0.82854607円

（注）・東西合算の番号単価は整数未満を四捨五入
・東西別の番号単価は、合算単価を東西の補填額の割合で案分

交付金・負担金算定における３条許可申請について

● 令和８年度の電話ユニバーサルサービスの交付金・負担金に係る認可申請に際して、令和6年能登半島地震に関連して、NTT東西及びTCAから、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第３条ただし書に基づく許可申請がなされている。

申請概要

■ 申請内容

➢ 今年度のユニバーサルサービスの第一種交付金及び第一種負担金の額の算定においては、第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価に、2023年度（令和６年１月）に発生した能登半島地震による災害特別損失（2024年度計上分）のうち第一号基礎的電気通信役務の提供に係るもの（設備管理部門）を含めて算定。

■ 理由

➢ 災害特別損失の一部は、電話ユニバに係る設備の維持・運営に係る営業費用と同一の性質であるため。

➢ なお、これまで東日本大震災時及び熊本地震時にも同様に許可申請がされているほか、昨年度は能登半島地震における設備管理部門及び設備利用部門の原価算定において許可申請がなされている。

■ 補填額及び合算番号単価への影響

➢ 補填額への影響：５百万円（ NTT東日本：４百万円、 NTT西日本：１百万円 ）

➢ 合算番号単価への影響：0.0016648円

○ 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）

（遵守義務）

第三条 第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十三条に規定する電気通信事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定方法並びに延滞金を計算するために乗じる率その他第一種交付金及び第一種負担金に関してこの省令の定めるところによらなければならない。**ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。**